

## ✿愛知県外で定期予防接種を希望される方へ✿

### (任意予防接種は対象となりません)

#### **■接種前の手続きについて：手続きには10日ほどかかります。**

1. 予防接種を受けたい旨を医療機関へ連絡し、了承を得てください。
2. 「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」を豊橋市へ提出してください。  
※該当の豊橋市内接種用の予診票が手元にある場合は、あわせて提出してください。  
※年度末までに接種できるものを申請してください。
3. 「依頼書」と「県外接種専用予診票」をお渡しします。

#### **■接種について**

1. 「依頼書」・「県外接種専用予診票」・母子健康手帳を持参し接種してください。
2. 医療機関へ接種費用を全額お支払いください。
3. ①・③または②・③をもらってください。  
①医療機関発行の領収書（予防接種の内訳がわかる形のもの）  
②医療機関発行の領収書および予防接種の内訳がわかる明細書など  
③予診票

※依頼書交付前の接種や、接種日時点で豊橋市民でない場合は、接種費用が全額自己負担となります。

※県外で接種をしなかった予防接種がある場合は、健康政策課へ必ず連絡をしてください。

#### **■予診票について**

1. 県外で接種する際には、後日お送りする「県外接種専用予診票」を使用してください。  
通常の豊橋市内接種用の予診票は使えません。
2. 豊橋市内接種用の予診票が後日送付された場合や、県外での接種をやめた場合など、同じ予診票が複数あるときは、二重接種を防ぐため必ず破棄してください。

#### **■接種後の手続きについて**

- 豊橋市保健所健康政策課へ以下のものを持参し、接種した日から1年以内に払い戻しの手続きをしてください。
- ・「豊橋市予防接種費補助金交付申請書兼請求書」
  - ・上記「■接種について」の①・③または②・③（領収書は原本を提出してください）
- ※領収書がない場合は受付ができませんので、紛失しないよう大切に保管してください。
- ・「県外接種専用予診票」と母子健康手帳又は予防接種済証
  - ・印鑑（シャチハタ不可）
  - ・振り込み先の通帳

✿このリーフレットはご家族のみなさんで目を通してください✿

担当：豊橋市保健所 健康政策課 予防接種担当

住所：〒441-8539 愛知県豊橋市中野町字中原100番地（ほいっぷ内）

電話：0532-39-9109